

令和4年1月30日執行

志布志市長選挙及び志布志市議会議員選挙

選挙運動に関する事項

志布志市選挙管理委員会

選挙運動に関する事項

選挙運動で現行法によって制限、禁止されている事項は、おおむね次のとおりである。

1 選挙運動のできる期間（法第129条、132条、143条）【候補者の心得P20】

(1) 始 期

立候補の届出又は補充立候補の届出のあった日からでなければ、選挙運動はできない。

届出の日であっても、立候補届出書を選挙長に提出し、適法に受理された後でなければ選挙運動はできない。

(2) 終 期

原則として選挙の期日の前日までであるが、街頭における運動は午後8時までしかできない。ただし、次の運動は選挙当日であってもすることができる。

ア 選挙当日投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に設置されている選挙事務所は、そのまま設置しておくことができる。（選挙事務所を表示するための文書図面の掲示を含む。）

イ **公営ポスター掲示場**に適法に掲示された選挙運動用ポスターについても、選挙当日掲示しておくことができる。

2 選挙事務所の設置及び届出並びに閉鎖命令（法第130条～134条）【候補者の心得P22～P24】

(1) 設置できる数

1 候補者につき1箇所

(2) 設置することができる者

候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数名あるときは、その代表者）

(3) 設置又は異動の届出

ア 設置したとき、又は移動（及び廃止）したときは、直ちに市選挙管理委員会に届けなければならない。（ただし、移動は1日1回に限る。）

イ 届出書用紙は、市選挙管理委員会において作成し、候補者に交付する。

ウ 推薦届出者が設置したときは、候補者の承諾書を添付すること。また、推薦届出者が数名あるときは、その代表者が届け出ることになるが、その代表者である旨の証明書を添付すること。

エ 選挙当日の制限

選挙当日であっても、投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り設置することができる。

オ 選挙事務所の閉鎖命令

次に掲げる事項に該当するときは、選挙事務所の閉鎖命令を発する。

(ア) 設置することができる者以外の者が設置した事務所

(イ) 設置のできる事務所の数を超えて設置されている事務所

(ウ) 選挙当日、投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域内に設置されている事務所

3 選挙運動を禁止されている者（法第135条～137条の3）【候補者の心得P20～P22】

(1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができない。

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(2) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会委員、警察官及び収税官吏又は徴税吏員は、在職中選挙運動をすることができない。

(3) 未成年者

労務の提供を除き、年齢満18年未満の者は、選挙運動をすることができない。また、その者を使用して選挙運動をさせることもできない。

(4) 選挙権を有しない者

法第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）又は政治資金規正法第28条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

(5) 教育者

学校教育法に規定する学校の長及び教員は、児童、生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(6) 公務員等

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人等の役職員は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

なお、公務員については、国家公務員法及び地方公務員法により政治活動に関与することを制限している。

4 文書図画による選挙運動の制限（法第142条～144条の3、146条、147条）

【候補者の心得P29～P35】

(1) 頒布できるもの

選挙運動のために使用する文書図画で頒布できるのは、通常葉書及びビラのみである。

ア 選挙運動用通常葉書

(ア) 使用できる通常葉書の枚数は、候補者1人につき以下のとおりであり、無料である。

市長選挙＝8,000枚

市議会議員選挙＝2,000枚

(イ) 発送するときは、必ず配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の窓口選挙郵便物差出票を添え差し出さなければならない。

(ウ) 使用できる期間は選挙運動期間内である。

イ 選挙運動用ビラ

(ア) 市選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを頒布できる。

(イ) 頒布できる枚数は以下のとおりである。

市長選挙＝16,000枚

市議会議員選挙＝4,000枚

(ウ) 規格は長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4判）以内で、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。

(エ) ビラの記載内容、色刷り及び紙質については、特に制限はない。ただし、虚偽事項、利害誘導等罰則に触れるような記載はできない。

(オ) ビラには市選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ、頒布することができない。

(カ) 頒布方法は、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布及び街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。

- c 候補者は、前記（ア）選挙運動用ポスターを市選挙管理委員会が設置しているポスター掲示場ごとに1枚掲示することとなるが、掲示することのできる区画は、立候補届出の順位の番号と同じ番号の区画のところである。

(3) 文書図画の頒布又は掲示の禁止に免れる行為の制限（法146条）

何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもってするかを問わず、禁止規定を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党等の名称又は候補者を支持する者の名を表示する文書図画の頒布、掲示はできない。また、候補者の氏名、政党等の名称、候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した挨拶状等の頒布、掲示はできない。

(4) 文書図画の撤去

文書図画の掲示について、規定に違反するものは、市選挙管理委員会が撤去命令を発するものであること。

5 言論による選挙運動の制限【候補者の心得P40～P42】

(1) 個人演説会（法第161条～164条の4、令第112条～125条）

ア 個人演説会場として使用できるもの

(ア) 公営施設

- a 学校（学校教育法第1条に規定する学校）及び公民館（社会教育法第21条に規定する公民館）
- b 地方公共団体の管理する公会堂
- c その他市選挙管理委員会が指定し県選挙管理委員会が告示した施設

(イ) 公営施設以外の施設

法第166条の規定により開催できない施設以外の施設で、公営施設以外の施設、具体的には個人演説会を開催するために使用することを管理者又は所有者が許可又は承諾した一般の民家等である。

イ 開催申出の手続

(ア) 公営施設使用の開催申出

- a 個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日前2日までに市選挙管理委員会が定める「公営施設使用の個人演説会開催申出書」に所定の事項を記載し、市選挙管理委員会に申出なければならない。
- b 同一施設について、同時に2以上の個人演説会の開催申出をすることはできない。
また、既に申し出た使用の日を経過しなければ、その施設については、新たに申出をすることはできない。
- c 個人演説会の公営施設を使用する時間は、1回について5時間を越えることができない。

(イ) 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、施設の管理者又は所有者と直接交渉して市選挙管理委員会に届け出ることなく自由にできる。

(ウ) 開催申出の受理についての規制

- a 公営施設を使用して行う開催申出の受理は、開催すべき日前2日までであり、受理の時間は、午前8時30分から午後5時までである。
- b 公営施設について同一施設に対し、2以上の申出が同一日にあったときは、次の者の申出に係るものは、開催することができない。（この場合は、直ちに開催不能の通知をする。）
 - ・ 申出が後からなされた者
 - ・ 申出の到着が同時の場合は、当該施設の使用回数の多い者。使用回数が同じである

ときは、市選挙管理委員会がくじで定めた者

c 市選挙管理委員会は、公営施設使用の個人演説会開催の申出（開催不能の場合を除く。）があったときは、施設の管理者に通知する。施設の管理者は、その通知があったときは、施設を使用することができるかどうかを決定し、直ちに市選挙管理委員会及び該当候補者に通知する。

d 市選挙管理委員会は、公営施設の管理者に対して個人演説会のできる日時の予定表の提出を求めることがある。

(エ) 開催申出の撤回

開催申出の撤回をするときは、開催すべき日前2日まででなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合又はその施設の管理者から使用不能の通知を受けた場合は、この限りでない。

(オ) 個人演説会場の設備

a 公営設備の管理者は、その施設を使用させることに決定したときは、令第120条の規定によって候補者が事前に納付すべき使用料を納付しない場合を除き、その会場につき、あらかじめ公表している程度の照明、演壇、聴衆席等、個人演説会開催に必要な設備をする。

b 公営施設の管理者は、市選挙管理委員会の承諾を得て、施設の設備の程度その他施設の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表する。

(カ) 施設又は設備の損害賠償

候補者又はそのために選挙運動をする者が施設又は設備を損傷した場合は、その候補者は、その損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に回復しなければならない。

(キ) 使用料の納付

a 公営施設を使用して開催する場合は、同一施設ごとに1回限り無料であるが、同一施設を2回以上使用するときは、2回目以後は定められた使用料をあらかじめ施設の管理者に納付しなければならない。

b 公営施設以外の施設を使用して開催する場合は、その施設の管理者又は所有者と直接交渉し、使用料等を決めて納付する。

(ク) 個人演説会における演説者

a 候補者及び候補者以外の者も演説することができる。

b 録音盤を使用して演説することができる。

(2) 街頭演説（法第164条の4～164条の7）

ア 方法

(ア) 演説者は、一定の場所にとどまって演説しなければならない。

(イ) 市選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければならない。

(ウ) 街頭演説において、選挙運動に従事する者（運転手1名、船員を除く。）は、候補者1人につき15人以内とし、この者は市選挙管理委員会が交付する腕章を付けなければならない。

イ 演説時間の規制

(ア) 午後8時から翌日午前8時までの間は、街頭演説をすることができない。

(イ) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するようにすること。

(ウ) 長時間にわかり、同一の場所にとどまってすることのないようにすること。

ウ 録音盤の使用

街頭演説の場合は、録音盤を使用して演説をすることができる。

(3) 演説会等の規制（法第165条の2、166条）

演説会には次の規制がある。

ア 近接する選挙の場合の規制

他の選挙の投票当日、投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域におきては、選挙運動のための演説会（演説を含む。）、街頭演説及び車上における連呼行為をすることはできない。

イ 特定建物等における規制

公営施設使用の個人演説会を実施する場合を除き、次の施設においては、名義のいかんを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。

（ア）国、地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）

（イ）汽車、電車、乗合自動車、船舶（運動用のものを除く。）及び停車場その他鉄道地内

（ウ）病院、診療所その他の療養施設

6 投票記載所の氏名等の掲示（法第175条、令第125条の4、規則第21条の2、県実施規程第55条の2）

(1) 掲示の方法

市選挙管理委員会は、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

なお、期日前投票記載場所（選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所）における氏名等の掲示については、選挙の期日の告示があった日の翌日から選挙の期日の前日まで、公職の候補者の氏名及び党派別を投票を記載する場所内の適当な箇所にしなければならない。

(2) 掲載順序の決定

市選挙管理委員会は、選挙の告示があった日において、立候補の届出の終了時刻（午後5時）が経過した後、当該選挙長から通知のあった候補者についてくじで定める。

くじを行った後、補充立候補事由が生じ、補充立候補届出がなされた場合には、投票所における氏名等の掲示の記載の順序は補充立候補期間が経過した後に変更して行うくじで定めることとされているが、期日前投票記載場所における氏名等の掲示については、改めてくじを引き直して掲示するという方法をとらず、既に掲示されている氏名等の掲示の末尾に補充立候補のあった候補者の氏名及び党派を順次追加し、補充立候補にあった日の翌日から掲示することになる。

(3) 市選挙管理委員会は(2)によるくじを行う日時及び場所を定め、あらかじめ告示しなければならない。

(4) 公職の候補者又はその代理人は(2)のくじに立ち会うことができる。

(5) 市選挙管理委員会は法第175条第1項及び第2項の規定により候補者の氏名等を掲示した後、候補者が死亡し、又は候補者でなくなった旨等の通知を選挙長から受けたときは、直ちに当該立候補者等に関する部分を二重線を引いて抹消しなければならない。（名簿登載者の死亡等もこれに準ずる。）

7 市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動

市長選挙においては、一定の要件を満たす団体（県選挙管理委員会に政治資金規正法第6条の届出をした団体等）が、告示日に選挙管理委員会に届出をすることによって、告示の日から選挙期日の前日まで政治活動ができるようになる。この団体を確認団体と呼ぶ。

なお、一の確認団体の所属候補者又は支援候補者となった者は、別の確認団体の所属候補者又は支援候補者となることができない。主な活動は、次のとおりである。

(1) 政治活動用自動車（拡声機の使用を含む。）

ア 確認団体の本部及び支部を通じて1台

イ 政治活動用自動車には、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を表示することはできない。

ウ 連呼行為については、政策の普及宣伝又は政談演説会や街頭演説の告知のための連呼等政治活動のための連呼に限られるので、選挙運動にわたる連呼行為はできない。

(2) 政談演説会の開催

確認団体がその政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会は、2回まで開催することができる。この場合、選挙管理委員会に届出が必要となる。

8 その他

(1) 自動車（船舶）拡声機の使用（法第141条～141条の3、令第109条の3、4）

【候補者の心得P24～P26】

(2) 新聞広告（法第149条）

【候補者の心得P35～P36】

(3) 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（法第179条～197条、令第127条～128条）

【候補者の心得P43～P45】

(4) 実費弁償及び報酬の額（法第197条の2、令第129条）

【候補者の心得P45～P46】

(5) 寄附の制限（法第199条～200条）

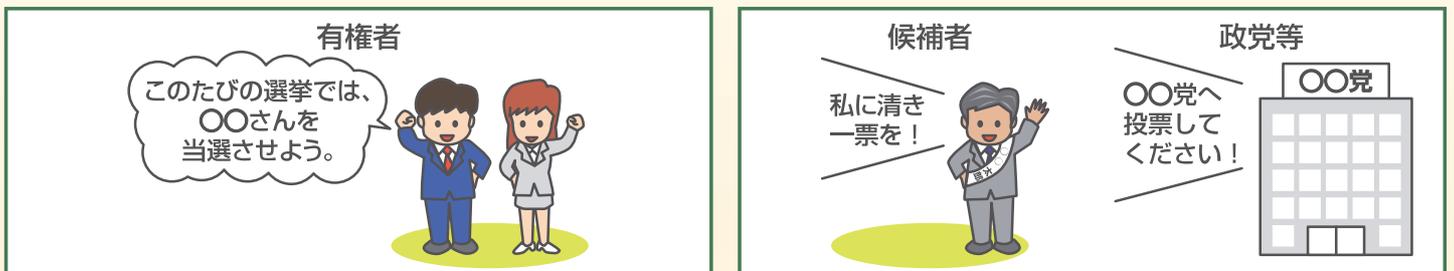
【候補者の心得P49～P51】

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことであり、
 ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
 ・**18歳未満の者等**は選挙運動をすることができません。



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

ウェブサイト等
ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等) 動画共有サービス・動画中継サイト等

△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。

〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇 太郎です。

清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

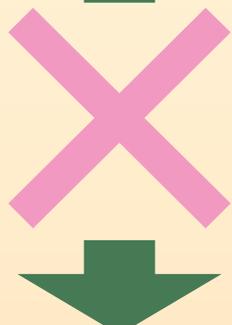
電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。
 ~~~~~  
 ~~~~~  
 清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス等の表示義務
※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

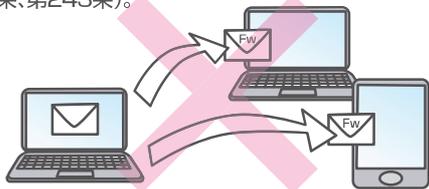
総務省

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



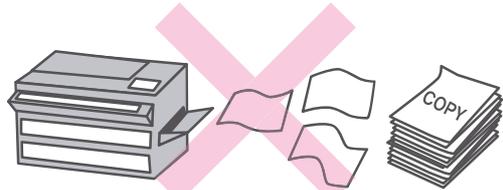
18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省](#)